

平成31年1月16日（水）
国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所

記者発表資料

はちおうじ おいわけちょう
国道20号 八王子市追分町の歩道橋のエレベータが完成
～平成31年1月31日（木）6時から利用できます～

国土交通省相武国道事務所では、国道20号八王子市追分町において、追分町交差点及び歩道橋の利便性・安全性向上を目的に、二つに分かれている追分第一歩道橋及び追分第二歩道橋の連続化を含む歩道橋架替工事を進めてきました。

このたび、歩道橋のエレベータが平成31年1月31日（木）6時から利用できることとなりましたので、お知らせします。

このエレベータの完成により迂回していた車いす利用の方やベビーカーを利用している方も、快適・安全に国道20号を渡れるようになります。

なお、エレベータが利用できる時間は4時30分～24時00分です。

■供用区間：東京都八王子市追分町（追分歩道橋）

■開通日時：平成31年1月31日（木） 6時～

■相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。

ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

公式ツイッター情報：https://twitter.com/mlit_sobu

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ、八王子記者クラブ、
立川市政記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 TEL 042-643-2001(代)
副所長 市川明広（いちかわ あきひろ） 交通対策課長 滝沢貞男（たきざわ さだお）

歩道橋エレベータの利用可能日時について (1月31日(木) 6時~)

追分交差点は、八王子市のほぼ中心に位置し、周辺地域は、身体障害者施設、医療施設、社会福祉施設など数多く立地し、小・中・高等学校などの教育施設、公共施設なども数多く存在しています。

相武国道事務所では、バリアフリー化対策及び乱横断防止対策として、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)に基づき、追分歩道橋エレベータ設置事業を行ってきました。

このエレベータの完成により迂回していた車いす利用の方やベビーカーを利用している方も、快適・安全に国道20号を渡れるようになります。



エレベータの仕様

【定員】

- 北棟：15名
- 東棟：11名
- 南棟：15名
- 西棟：11名

【利用時間】
4時30分～24時00分

